

—出前講座を実施いたします—

【消費者庁 外部講師を活用した消費者教育出前講座の講師派遣事業】

若年者のための消費者教育出前講座（オンライン講座含む）のご案内

消費者庁が実施する、外部講師を活用した実践的な消費者教育講座事業を、公益社団法人全国消費生活相談員協会（以下「全相協」という。）が受託しました。若年者の消費者被害防止に向け、本出前講座の活用についてご検討いただきますようお願いいたします。

令和4年4月1日から、成年年齢が20歳から18歳に引き下げられました。これまで18歳の未成年者は、契約（クレジットカードの決済を含む）において親権者の承諾を得ていない契約に関しては、未成年者取消権の行使が認められてきました。しかし、今後18歳、19歳は親の承諾なく契約を結ぶことができるようになり、社会経験の乏しい若年者の消費者被害が懸念されています。また、デジタル化が急速に進む中、取引や決済の仕組みが複雑化し、新たなトラブルに若年者が巻き込まれることも心配されます。

私ども全相協は、全国の自治体等の消費生活相談窓口で、消費生活相談を担う消費生活相談員を主な構成員としています。中学生、高校生、大学生等の若年者から寄せられる相談事例を踏まえた実践的な消費者教育の出前講座をお届けいたします。

講座要領

- 対象校：公立・私立中学校
私立高等学校
私立中等教育学校
私立高等専門学校
公立・私立特別支援学校（中等部・高等部）
公立・私立大学（短期大学含む）

■講座形式：

- 1) 出前講座（講師の実派遣）
- 2) オンライン講座（リアルタイム型）
- 3) オンデマンド講座

- 費用：無料（講師料、講師派遣交通費、全て受講者の負担はございません）

- 「申込シート」にご記入のうえメールに添付して、又はFAXにてお申込みください。
「申込シート」は、お問合せの場合にもご利用できます。

※詳細につきましては、下記へお問合せください。

【問合せ先】公益社団法人全国消費生活相談員協会（消費者庁消費者教育出前講座担当）

E-mail wakamonodemaie@zenso.or.jp

TEL 03-5614-0543 FAX 03-5614-0743